

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年11月20日第4回中種子町農業委員会総会を中央公民館・小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋  
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)ただいまから、第4回中種子町農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名、全員出席で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番石堂委員、11番鮫島委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号、「農地法第3条申請について」を議題としま

す。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数6筆、面積6,565㎡、田1,730㎡、畑4,835㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。農地法第3条申請、議案第1号順位1について説明いたします。去る11月8日、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-7、地目畑、面積1,445㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積919㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積916㎡です。譲渡人、住所西之表市〇〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇の畑は、〇〇にある〇〇〇〇の〇〇〇〇の道を挟んで東側です。〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇から300m上がったところの畑でございます。三番目の〇〇は、〇〇〇から上がり、広域農道に入ったところからさらに〇〇m上がったところの畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆さんのご審議を宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に順位2について、担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。議案第1号順位2について説明いたします。去る11月8日、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積1,730㎡です。譲渡人、住所東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇番20-305、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇近く、国道から〇〇〇〇沿いに〇〇〇〇の方に上がったすぐの左下の田です。〇〇の反対側の圃場です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後

の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にあります。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の9番鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番鳥居です。議案第1号順位3について説明いたします。

去る11月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-5、地目畑、面積1,065㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇〇の裏の町道を西の方に400m程行ったところに〇〇〇〇さんの自宅がありますが、〇〇〇〇さんの自宅のすぐ裏の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にあります。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位4について、担当調査委員の7番花野委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番の花野です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る11月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-42、地目畑、面積490㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地10、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇の反対側にあります〇〇〇〇の、東側に隣接する農地でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にあります。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号、順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号、「農地法第3条申請について」の所有権移転4件については、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。4頁をお開き下さい。議案第2号順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地です。農地の表示、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番14、地目畑、地積117㎡です。転用目的といたしまして、その他、駐車場となっております。申請理由は、譲受人は、申請地の〇〇向かいに〇〇を設置しておりますが、来客用、従業員用の車両の駐車場が不足しているということで、申請地を求めて駐車場を設置したいということです。実現性はありと考えられます。事業実施計画書及び車両配置図も添付されております。金融機関の残高証明書も提出されております。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外の第2種農地（市街地近接農地）に該当と考えます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第2号順位1、農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般11月10日午前9時00分より、濱協会長、浦元委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査をいたしました。場所につきましては、〇〇〇〇を〇〇〇〇の方に行き、〇〇〇〇に入ったところの左側に〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇の道反対側の農地でございます。申請人は、中種子町〇〇〇〇で〇〇〇を営んでいます。来客用、従業員用の車両の駐車場が不足しているので、店舗横の現駐車場を来客用とし、申請地を従業員用及び事業用の駐車場にしたいということです。配置図も提出されております。申請地の周囲は、譲渡人の宅地及び農地であり、転用によって被害の恐れはないと思われます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様方のご審議を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、決定することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。
- (議長)次に日程第5、議案第3号、「非農地証明について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。申請地の表示、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、面積1805㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番3、地目畑、面積100㎡、計で1905㎡です。申請人 〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2です。申請理由は、土地登記簿の地目は畑ではありますが、昭和52年から耕地として利用せず、現況は農業用施設及び駐車場となっています。委員の皆様のご審議をお願いいたします。
- (議長)次に、順位1について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。
- (5番委員)はい、5番杉浦です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般11月10日午前9時30分より濱脇会長、花野委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下現地調査を実施いたしました。場所につきましては、県道76号線を〇〇〇〇の方へ行きますと、〇〇〇〇と〇〇〇〇へ行く十文字があります。その十文字の手前に〇〇〇〇がありますが、その〇〇の敷地内に申請地があります。申請理由は、登記地目は畑ではありますが、昭和52年から耕地として利用せず、現況は農業用施設及び駐車場となっており、この申請となりました。耕作をしなくなると20年以上たち、耕地への復旧は困難であろうと思われることから、非農地が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。
- (議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。
- (委員・事務局)ありません。
- (議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、決定することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の順位1については、許可することに決定しました。
- (議長)次に、日程第6、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承

認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数1件、筆数3筆、変更面積11,339㎡、契約年数6年の合意による解約でございます。なお、詳細につきましては、6頁、7頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第7、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の8頁をお開き下さい。承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」。平成29年11月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数1筆、貸借権15件、筆数57筆、面積147,904㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、9頁から23頁に添付しております。なお、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから所有権移転の順位1と利用権貸借の順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号、所有権移転の順位1と利用権貸借の順位1については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」の所有権移転の順位1と利用権貸借の順位1については、承認することに決定しました。

ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員の退席)

(議長)これから、利用権貸借の順位2について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号、利用権貸借の順位2については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」の利用権貸借の順位2については、承認することに決定しました。

(12番委員の入室)

(議長) 次に、利用権貸借の順位3から順位15について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号、利用権貸借の順位3から順位15については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」の利用権貸借の順位3から順位15については、承認することに決定しました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成29年第4回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者